

# 糸魚川市立大和川小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立大和川小学校

## はじめに

大和川小学校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号 以下「法」と略記）に基づき、本いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」と略記）を策定した。令和2年には「新潟県いじめ防止等の対策に関する条例」が制定され、それを踏まえて基本方針の見直しを行った。いじめのない実現を目指し、取組を進めていく。

## 1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

### (1) 基本理念

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるとともに、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体又は生命に重大な危険を及ぼすおそれのある行為である。学校の内外を問わずいじめの未然防止と早期発見・早期解消に取り組むことを旨とし、対策を行う。

### (2) いじめの理解

#### ① いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている ※3-1のもの」と規定されている。

#### ② いじめの類似行為の定義

いじめの類似行為とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの※3-2」とされている。

#### ③ いじめの理解

いじめは人権侵害であり、どの学校にも、どの子にも起こりうるものである。そして、誰もがいじめられる側にもいじめられる側にもなる可能性がある。

#### ④ いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- ・いじめを受けた児童の聞き取り等を行う際には、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童本人の表情や様子、周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ・一見けんかのように見える行為でも、その行為にかかわる児童の関係性や被害性に着目して、いじめに該当するか否かを見極める。
- ・好意で行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察に相談又は通報し、適切に援助を受ける。

### (3) いじめの防止等のための責務

#### 学校の責務

- ① 全ての教育活動を通じ全ての児童に、いじめは決して許されないことの理解を促し、児童が安心して生活できる学校づくりを進める。
- ② 児童が主体となっていじめのない学校にしようという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるように指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう家庭、地域や教育委員会等の関係機関と連

携し、情報を共有しながら指導にあたる。

- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めると共に、学校長のリーダーシップのもといじめの防止等を組織的に推進する。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

#### **児童の責務**

- ① いじめは許されないことを理解し、いじめを行わない。
- ② いじめのない学校にするため、いじめを見過ごさず、解決に向けて行動する。
- ③ いじめを発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談する。
- ④ インターネットを通じて送信される情報の特性を理解する。

#### **保護者の責務**

- ① 糸魚川市「子ども一貫教育方針」に基づき、児童の自尊感情を高めるために乳幼児期からの愛着形成に努める。
- ② 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」であり、保護する児童がいじめを行わないよう、規範意識や人権感覚を養うための教育、その他の必要な教育に努める。
- ③ 保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に当該児童をいじめから保護する。保護する児童の加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。
- ④ 糸魚川市及び学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努め、学校や地域と協同していじめ根絶に向けて取り組む。
- ⑤ いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、相談窓口等に相談又は通報する。
- ⑥ インターネットに関わる情報の特性等について保護者自ら学ぶよう努め、通信機能をもつ機器を児童に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。

#### **(4) いじめ防止等のための取組方針**

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成し、計画的に実施する。
- ② いじめまたはいじめに発展する可能性がある事案が発生した際は、組織的、迅速かつ適切に対応する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針について職員の共通理解を図るとともに、いじめ防止等への取組の質の向上を図る。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛ける。

## **2 いじめの防止等のための基本的な施策**

### **(1) 基本となる取組**

#### **① いじめの防止のための取組**

- ア 学校の重点目標に「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体をとおして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

#### **② ネットいじめへの対応**

- ア 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図るとともに、情報モラルに関する指導を実施する。
- イ フィルタリング、ネット見守り、スマートフォン利用の親子での約束づくりや実施など、与え放しにせず保護者の管理を行うよう、保護者への啓発を図る。
- ウ インターネット利用に関する職員研修の充実を図り、職員の理解を深める。

### ③ いじめの早期発見のための措置

#### ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・毎月「心の健康チェック」(全校児童対象)
- ・定期教育相談(4月, 9月, 11月, 2月)(全校児童対象) ※この他必要に応じて教育相談を行う。
- ・学校評価アンケート(7月, 12月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
心の健康 チェック	22日	20日	16日	8日		16日	21日	17日	9日	19日	16日	10日
定期 教育相談	4/20 ～ 4/28					8/31 ～ 9/8		11/17 ～ 11/26			2/2 ～ 2/10	
保護者 アンケート				○					○			

#### イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員, 県派遣のSSW等との連携を図る。

#### ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施する。

#### エ いじめ防止のための情報共有

- ・この他毎週月曜日の終礼後に, 児童情報交換会を実施し情報共有を図る。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織の設置と主な取組

### (1) 校内いじめ防止対策委員会

#### ① 設置目的

法第22条を受け, 本校には, いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織(以下「組織」と略記)として, 「校内いじめ不登校対策委員会」を設置する。

#### ② 構成員

校長, 教頭, 教務主任, 生活指導主任, 特別支援教育コーディネーター, 養護教諭, 学級担任, 必要に応じて自校の教職員や外部関係者(スクールカウンセラー, こども教育相談員, SSW)

#### ③ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談, 通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有
- ・いじめの疑いに関する情報があった場合, 事実確認, 指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなどの組織的対応

#### ④ 取組

- ・いじめの未然防止のための指導, 早期発見の手立て(調査, 教育相談等), 迅速な対応に, その中核として当たる。
- ・いじめについての児童への指導, 及び保護者, 地域住民の啓発を主導し, いじめ見逃しゼロへの意識を高める。

#### ⑤ 開催時期

- ・定例…年度当初。その他は, 月末の金曜日。
- ・緊急…いじめ事案に発展する可能性があるとき。いじめ事案が発生したとき。

### (2) 拡大いじめ防止対策委員会 年2回開催

#### ① 構成員

校長, 教頭, 教務主任, 生活指導主任, 道德教育主任, 特別支援教育コーディネーター, 養護教諭, 学級担任, 必要に応じて自校の教職員や外部関係者(スクールカウンセラー, こども教育相談員等)その他, 必要に応じて地域の人権擁護委員, 駐在所長, 主任児童委員, 民生委員, ソーシャルスクールワーカー等

## ② 役割

- ・大和川小学校いじめ防止基本方針作成
- ・いじめについての共通理解と指導体制の確立
- ・いじめの事例について報告、分析、対策の決定
- ・「アンケート」の調査結果の報告、分析
- ・教育相談の結果等の報告、分析

## (3) いじめを認知した時の対応

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 糸魚川市教育委員会へ、いじめの第1報を入れる。
- ③ 確認した事実を基に、いじめ問題対策委員会で組織としての対応策を協議し、職員の共通理解を図る。
- ④ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ⑤ いじめを受けた児童の保護者に対して家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑥ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑦ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑧ 保護者に対し、関係児童とその保護者のプライバシー保護に配慮しつつ、当該事案の説明と学校の対応を説明する。学校での様子を定期的に情報交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑨ 全校児童に対し、学級指導、全校集会等において、関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮しつつ、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

## (4)いじめの報告・指導の基本的な流れ

さ：最悪を想定して し：慎重に す：素早く せ：誠意をもって そ：組織で対応

- ① 発見者→担任→生活指導主任へ、迅速に管理職へ報告する。
  - ★重大事案については市教委に速報する。
  - ※担任、生活指導主任、管理職で当面の対応について打合せを行う。
    - ・ 事実関係把握の手順と分担
    - ・ 聞き取り内容の記録は各自が取る。記録の取りまとめは生活指導主任が行う。
- ② 生活指導主任、担任、級外等が被害児童と加害児童、目撃児童等に聞き取りを行う。
  - ※聞き取りと指導は別にする。(いつ、どこで、だれが(被害者)、だれから(加害者、どのようなことを、被害状況、被害者の心情 等)
- ③ 生活指導主任、担任、級外等が聞き取り内容を照合し、事実関係の把握を行う。
  - ・ 場合によっては更なる聞き取りが必要な場合もある。
  - ★この段階で管理職から市教委に報告(第1報)
- ④ 校長の指示でいじめ防止対策委員会開催(必要に応じ、予め指定したメンバー以外の職員も加わる。)

協議事項：

- ・把握している事実関係の報告
- ・被害児童、加害児童へのケアと指導の分担(例えば担任、養護教諭、級外等)
- ・被害児童保護者への報告、謝罪
- ・加害児童保護者への報告、助言
- ・学級への指導、全校への指導
- ・保護者への説明、啓発

★管理職から市教委に報告(第2報)

- ⑤ 担当者が被害児童の状況の見とりと心のケアに当たる。
- ⑥ 担当者が加害児童の状況の見とりと指導を実施する。
- ⑦ ここまでの状況と対応について、生活指導主任が管理職に報告・協議する。必要なら⑤へ戻る。
- ⑧ 教頭と担任…被害児童の家庭訪問または電話連絡。保護者へ事実関係の報告と謝罪をする。  
加害児童の家庭訪問または電話連絡。保護者へ事実関係の報告と助言をする。
- ⑨ 教頭はここまでの状況を市教委に報告（第3報）
- ⑩ 土日開けの月曜日、もしくは翌日いじめ対策委員会を開催する。

協議事項：

- ・ 学級、全校での再発防止の指導について
- ・ 保護者会等での説明、再発防止の啓発について

- ⑪ 校長は、学校だより等で再発防止の記事を掲載する。教頭はPTA役員等に連絡する。

⑫ いじめ対策委員会

協議事項：

- ・ 事後指導とケア
- ・ 校内指導体制の見直し
- ・ いじめの経過報告（続報）
- ・ 保護者会等の持ち方等

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。ズボンおろしは重大事態と判断する。

##### (2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

###### ① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。  
調査結果を市教育委員会に報告する。
- エ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

###### ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

##### (3)その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

#### 5 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童	保護者・地域住民 対象
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ防止基本方針共通理解</li> <li>○ 児童理解研修</li> <li>○ 終礼時児童の情報共有（以下毎週開催）</li> <li>○ いじめ対策委員会（以下随時開催）</li> <li>○ 幼保小連絡会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間の目標と計画づくり</li> <li>○ 学級等組織とルールづくり</li> <li>○ 縦割り班活動開始</li> <li>○ 心の健康チェック（1年生除く）</li> <li>○ 通学団会①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ防止基本方針説明（PTA総会）</li> <li>○ 学習参観，学年懇談会</li> <li>○ 交通安全街頭指導（PTA地域育成部）</li> <li>○ 糸魚川東中学区青少年健全育成協議会</li> <li>○ 個別懇談</li> </ul>

	○ S S W, S C, こどもの教育相談員との連携確認	○ 定例教育相談①	
5	○ 小中情報交換会	○ 全校遠足 ○ 心の健康チェック ○ 運動会	○ 学校運営協議会①（いじめ防止基本方針の説明周知） ○ はぐくむ会
6	○ 持久走記録会	○ 心の健康チェック ○ 持久走記録会	
7	○ 学校評価（前期） ○ 夏休みの生徒指導 ○ P T A全体会 ○ 学校保健委員会 ○ 生徒指導研修	○ 通学団会② ○ 心の健康チェック	○ 学習参観，学期末懇談会 ○ 学校保健委員会 ○ 地区行事 ○ 保護者アンケート
8	○ 特別支援教育校内委員会	○ 夏季休業中の各種行事	○ 家庭・地域での健全育成 ○ P T Aラジオ体操 ○ 公民館行事 ○ 学校運営協議会②
9	○ 学習参観 ○ （人権・同和教育） ○ 深めよう絆県民の集い	○ 親善陸上大会 ○ 心の健康チェック ○ 定例教育相談② ○ 東中体育祭（6年）	○ 学習参観 ○ 親子清掃 ○ 交通安全街頭指導（P T A地域育成部）
10	○ なでしこ祭	○ なでしこ祭 ○ 中1チャンス ○ 心の健康チェック ○ 東中音楽祭（6年）	○ 就学時健康診断
11	○ いじめ見逃しゼロスクール集会	○ いじめ見逃しゼロスクール集会 ○ 心の健康チェック ○ 定例教育相談③ ○ 小小交流会（5年）	
12	○ 学校評価（後期） ○ 冬休みの生徒指導 ○ 生徒指導研修	○ 2学期の振り返り ○ 通学団会③ ○ 心の健康チェック	○ 保護者アンケート ○ 個別懇談
1		○ 心の健康チェック ○ 中学校体験入学	○ 地区での過ごし方振り返り（P T A地域育成部）
2		○ 新入生移行学級 ○ 定例教育相談④ ○ 心の健康チェック	○ 学習参観，学年末懇談会 ○ 学校運営協議会③ ○ はぐくむ会
3	○ 春休みの生徒指導 ○ 小中情報交換会	○ 6年生を送る会 ○ 小中情報交換会 ○ 心の健康チェック ○ 卒業式 ○ 新年度体制づくり ○ 通学団会④	

毎週：児童の情報交換

通年：気になる児童，保護者との定期的な連絡